

議案第11号関連資料

明石市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

1 改正理由

令和6年4月1日の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「新法」という。)」の施行に伴い、婦人保護施設に代わる施設として女性自立支援施設が創設され、及び婦人補導院法が廃止されたため、条例の一部を改正するものです。

2 改正する条例及び改正の概要

(1) 明石市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

新たに女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(省令)が定められたことに伴い、当該基準に合わせた施設の運営基準等を定める改正(次頁、「参考資料」参照)

- ① 女性自立支援施設に対して、入所者の安全確保のための計画の策定及び必要な措置を講じることの義務付け
- ② 女性自立支援施設に対して、感染症又は非常災害時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するとともに、早期の業務再開を図るための計画の策定及び必要な措置を講じることの義務付け
- ③ その他所要の整備

(2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

婦人補導院法が廃止されたことに伴う規定の整備

3 その他

(1) 本市の条例は国の基準、県の基準に関する条例をもとに策定していますが、県の基準(条例)は施設名称等形式的な変更のみと確認しています。(県の改正は令和6年4月1日の予定)

(2) 今回の法改正等により、以下の規則や要綱の変更を実施する予定です。

- ・明石市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ・明石市配偶者暴力被害者等緊急宿泊支援事業実施要綱
- ・明石市婦人相談員設置要綱
- ・明石市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱

(3) 新法の施行にあわせ、困難な問題を抱える女性への相談窓口を設置(R6.4)し、市民へ周知を行います。

4 改正期日

2024年(令和6年)4月1日

【参考資料】

国基準の主な変更点

項目・条項 (国基準)	【新国基準】女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準	【旧国基準】婦人保護施設の設備及び運営に関する基準	市条例 (改正案)
変更内容	条文	条文	条項
基本方針 (第2条) 職員の資質 の変更など	女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、 <u>女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。</u>	婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、 <u>社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。</u>	第3条 の文言修正
安全計画の 策定等 (第6条) 新設項目	女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、(中略)安全に関する事項についての計画(以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	(新設)	第8条(2) に追加
職員配置の 基準 (第9条) 施設に配置 する職員と 員数が新た に明記	女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (中略) 1 施設長 1 (中略) 5 事務員 1以上 6 <u>施設のその他の業務を行うために必要な職員</u> <u>当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数</u>	婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かななければならない。	第7条 の修正
秘密保持等 (第12条) 新設項目	女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	(新設)	第8条(5) に追加 ※国基準になっ たことで、第9 条を削除
居室の入所 人員 (第13条) 居室の定員 の変更	一の居室の定員は、原則一人とする。 2 女性自立支援施設の入所の対象となるものが監護すべき児童同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。	一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。	<u>規則に定める独自基準を削除</u>
食事の提供 (第15条) 文言の変更	食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	第8条(8) 文言修正及び号の変更
業務継続計画の策定等 (第16条) 新設項目	女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、(中略)早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	(新設)	第8条(9) に追加